

2023年11月20日号

★号外★

時間外労働の上限規制 (R6.4~)

1分でわかる!

会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

桑原事務所の森野です。

突然ですが、ご自身の会社の「残業時間の上限」はご存じでしょうか？

あまり認識していない方もいらっしゃるかもしれません。

今回は、来年4月から適用される建設・自動車運転・医師の時間外労働の上限規制についてお伝えします。

従業員に残業や休日出勤をさせる場合には、「36協定」の締結と監督署への届出が必須です。

会社と従業員は、「1日又は1年で、これくらいは残業させることがある」という時間数等を定め36協定を締結します。

上限なく残業や休日出勤をさせることがないように、この36協定で定めることができる時間数には、上限が定められています。

	36協定		
	原則		特別条項 1年について6か月以内
	基本	1年変形 (3か月超)	—
1日	なし	なし	なし
1か月	45h以下	42h以下	100h未満 休日含む
	100h未満 休日含む		
2~6か月 平均	80h未満/月 休日含む		
1年	360h以下	320h以下	720h以下

36協定なし
⇒ (法定)時間外労働・休日労働は**違法**

36協定
臨時的な特別な事情がある場合

ただし、建設事業・自動車運転・医師等については、業務の特性上、現在この上限規制は適用されていません。

2024年4月からは以下のように上限規制が適用されます。

2024年4月～

建設

(災害時における復旧及び復興の事業を除く)

36協定			
	原則		特別条項 <small>1年について6か月以内</small>
	基本	1年変形 (3か月超)	—
1日	なし	なし	なし
1か月	45h以下	42h以下	100h未満 <small>休日含む</small>
			100h未満 <small>休日含む</small>
2～6か月 平均	80h未満/月 <small>休日含む</small>		
1年	360h以下	320h以下	720h以下

2024年4月～

自動車運転

36協定			
	原則		特別条項 <small>1年について6か月以内</small>
	基本	1年変形 (3か月超)	—
1日	なし	なし	なし
1か月	45h以下	42h以下	適用なし
2～6か月 平均	適用なし		
1年	360h以下	320h以下	960h以下

2024年4月～

医師に
従事する
医師

36協定			
	原則		特別条項 <small>1年について6か月以内</small>
	基本	1年変形 (3か月超)	—
1日	なし	なし	なし
1か月	45h以下	42h以下	
2～6か月 平均	<small>※医療法等で定める追加的健康確保措置 ・A水準、連携B水準:年960時間(休日労働含む) ・B水準、C水準:年1,860時間(休日労働含む) ・医療に従事する医師については、特別延長時間の範囲内であっても、個人に対する時間外・休日労働時間の上限として副業・兼業先の労働時間も通算して、時間外・休日労働を以下の範囲内とする必要がある。 A水準:年960時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある) B・連携B水準・C水準:年1,860時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)</small>		
1年	360h以下	320h以下	1860h以下※ <small>休日含む</small>

様々な事情により、なかなか残業が減らせない…という会社さんもあるかもしれません。「トラックドライバーの2024年問題」もよく耳にするようになってきました。今回お伝えしたのはあくまで「協定で定めることができる時間の上限」です。従業員の健康やワークライフバランスのためにも、残業や休日出勤はできるだけ少ない時間で抑えるようにしましょう。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
